

事前評価調書

I 事業概要																																															
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																														
地区名	山ノ上田区域（仮称）																																														
事業箇所	北設楽郡東栄町地内																																														
事業のあらまし	山ノ上田区域（仮称）は愛知県の東部、北設楽郡東栄町に位置し、保全家屋 14 戸を保全対象とする急傾斜地である。地質は、強風化岩のため脆弱で、勾配が 30° 崖高が 26m もあり、非常に危険な状況である。がけ下には民家が多数点在し、また国道 151 号は第 2 次緊急輸送道路であるとともに山間市町村を結ぶ交通の要であり、早急な防災対策が必要な箇所である。																																														
事業目標	【達成（主要）目標】 ・ 人家 14 戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 【副次目標】 ・ なし																																														
事業費	事業費																																														
	内訳																																														
	4.0 億円 ■工事費 3.15 億円、■用補費 0.40 億円、■その他 0.45 億円																																														
事業期間	採択予定年度 平成 27 年度 着工予定年度 平成 28 年度 完成予定年度 平成 32 年度																																														
事業内容	法枠工、擁壁工																																														
II 評価																																															
①事業の必要性	1) 必要性																																														
	判定																																														
	地山の風化等の影響により施設の災害防止機能の不足が見られ、放置すれば重大な災害につながるおそれがある。このため、早急な防災対策を実施し、保全対象を保全する必要がある。 A A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。																																														
②事業の実効性	1) 事業計画																																														
	判定																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・法枠工</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td>←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>			H28	H29	H30	H31	H32	工種 区分	調査・設計	←				→	用地補償	←				→	工事		←			→	・法枠工		←	→		←		・擁壁工			←		→	事業費（億円）						4
		H28	H29	H30	H31	H32																																									
工種 区分	調査・設計	←				→																																									
	用地補償	←				→																																									
	工事		←			→																																									
	・法枠工		←	→		←																																									
	・擁壁工			←		→																																									
事業費（億円）						4																																									
	2) 地元の合意形成																																														
	判定																																														
	地域住民から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に強いため、合意形成は図られていると判断する。 A A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																														
III 対応方針																																															
妥当である	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																														
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																															
■対象（事業完了後 5 年目） □対象外																																															
【主な評価内容】 ・ 急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																															